

接続約款変更認可申請書



西相制第 150 号
平成21年 / 月 23 日

総務大臣
鳩山 邦夫 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸一

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成21年4月1日から実施します。
------	---------------------------

旧	新																																		
<p>(用語の定義) 第3条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～97 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>98 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>98-2 一般中継局ルータ</td> <td>中継局ルータであって、S I Pサーバと連携してセッション制御を行う機能を有する収容局ルータと対向するもの</td> </tr> <tr> <td>98-3 特別中継局ルータ</td> <td>中継局ルータであって、S I Pサーバと連携してセッション制御を行う機能を有しない収容局ルータと対向するもの</td> </tr> <tr> <td>99～105 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>106 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	1～97 (略)	(略)	98 (略)	(略)	98-2 一般中継局ルータ	中継局ルータであって、S I Pサーバと連携してセッション制御を行う機能を有する収容局ルータと対向するもの	98-3 特別中継局ルータ	中継局ルータであって、S I Pサーバと連携してセッション制御を行う機能を有しない収容局ルータと対向するもの	99～105 (略)	(略)	106 (略)	(略)	<p>(用語の定義) 第3条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～97 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>97-2 一般収容局ルータ</td> <td>収容局ルータであって、S I Pサーバと連携してセッション制御を行う機能を有するもの</td> </tr> <tr> <td>97-3 特別収容局ルータ</td> <td>収容局ルータであって、S I Pサーバと連携してセッション制御を行う機能を有しないもの</td> </tr> <tr> <td>98 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>98-2 一般中継局ルータ</td> <td>中継局ルータであって、一般収容局ルータと対向するもの</td> </tr> <tr> <td>98-3 特別中継局ルータ</td> <td>中継局ルータであって、特別収容局ルータと対向するもの</td> </tr> <tr> <td>99～105 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>106 音声利用 I P 通信サービス</td> <td>当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款(以下「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」といいます。)に基づいて主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td>107 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	1～97 (略)	(略)	97-2 一般収容局ルータ	収容局ルータであって、S I Pサーバと連携してセッション制御を行う機能を有するもの	97-3 特別収容局ルータ	収容局ルータであって、S I Pサーバと連携してセッション制御を行う機能を有しないもの	98 (略)	(略)	98-2 一般中継局ルータ	中継局ルータであって、一般収容局ルータと対向するもの	98-3 特別中継局ルータ	中継局ルータであって、特別収容局ルータと対向するもの	99～105 (略)	(略)	106 音声利用 I P 通信サービス	当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款(以下「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」といいます。)に基づいて主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス	107 (略)	(略)
用 語	意 味																																		
1～97 (略)	(略)																																		
98 (略)	(略)																																		
98-2 一般中継局ルータ	中継局ルータであって、S I Pサーバと連携してセッション制御を行う機能を有する収容局ルータと対向するもの																																		
98-3 特別中継局ルータ	中継局ルータであって、S I Pサーバと連携してセッション制御を行う機能を有しない収容局ルータと対向するもの																																		
99～105 (略)	(略)																																		
106 (略)	(略)																																		
用 語	意 味																																		
1～97 (略)	(略)																																		
97-2 一般収容局ルータ	収容局ルータであって、S I Pサーバと連携してセッション制御を行う機能を有するもの																																		
97-3 特別収容局ルータ	収容局ルータであって、S I Pサーバと連携してセッション制御を行う機能を有しないもの																																		
98 (略)	(略)																																		
98-2 一般中継局ルータ	中継局ルータであって、一般収容局ルータと対向するもの																																		
98-3 特別中継局ルータ	中継局ルータであって、特別収容局ルータと対向するもの																																		
99～105 (略)	(略)																																		
106 音声利用 I P 通信サービス	当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款(以下「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」といいます。)に基づいて主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス																																		
107 (略)	(略)																																		
<p>(定額制の網使用料の支払義務) 第64条 (略) (1)～(2) (略) (3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくはエ欄若しくは第4欄若しくは第5欄若しくは第7欄、I S M折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、D S L回線管理機能、D S L回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、I P通信網回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能の場合 当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくはエ欄(端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄ア欄を含みます。))又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)</p>	<p>(定額制の網使用料の支払義務) 第64条 (略) (1)～(2) (略) (3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくはエ欄若しくは第4欄若しくは第5欄若しくは第7欄、I S M折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、D S L回線管理機能、D S L回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、I P通信網回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合 当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくはエ欄(端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄ア欄を含みます。))又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)</p>																																		

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手続費) に規定する手続費の支払いを要します。

(1) ~ (9) (略)

(10) 当社が、加入電話契約又は総合デジタル通信サービスの契約を承諾したことにより、当社の契約者が協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することとなるとき。

(11) ~ (19) (略)

(20) その協定事業者が光信号端末回線(端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第 6 欄ア欄に係るものに限ります。)、光信号中継回線(光信号中継伝送機能に係るものに限ります。)、光信号局内回線(光信号局内伝送機能に係るものに限ります。)又はルーティング伝送機能に係る回線(以下「 I P 通信網回線」といいます。)の設置の申込みの承諾を受けたとき。

(21) ~ (31) (略)

2 ~ 5 (略)

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 98 条 当社は、協定事業者(電気通信番号規則第 5 条第 1 項に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。) から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等(追加番号を除きます。以下この条において同じとします。) に係る電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報(この章、第 68 条(手続費の支払義務) 第 1 項第 9 号及び料金表第 2 表(工事費及び手続費) 第 2 (手続費) において「電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報」を「契約者情報」といいます。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報(異動事由及び異動年月日を含みます(その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。)。以下第 99 条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供) 第 3 項において同じとします。) をお客様情報照会書により回答します。

(1) ~ (5) (略)

2 ~ 7 (略)

(優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供)

第 98 条の 2 (略)

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 99 条 当社は、みなし契約事業者(音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。) から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者(みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。) の契約者情報の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の氏名及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1) ~ (5) (略)

2 ~ 4 (略)

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手続費) に規定する手続費の支払いを要します。

(1) ~ (9) (略)

(10) 当社が、電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用 I P 通信網サービスの契約を承諾したことにより、当社の契約者が協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することとなるとき。

(11) ~ (19) (略)

(20) その協定事業者が光信号端末回線(端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第 6 欄ア欄に係るものに限ります。)、光信号中継回線(光信号中継伝送機能に係るものに限ります。)、光信号局内回線(光信号局内伝送機能に係るものに限ります。)又はルーティング伝送機能(関門交換機接続ルーティング伝送機能を除きます。)に係る回線(以下「 I P 通信網回線」といいます。) の設置の申込みの承諾を受けたとき。

(21) ~ (31) (略)

2 ~ 5 (略)

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 98 条 当社は、協定事業者(電気通信番号規則第 5 条第 1 項に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。) から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等(追加番号を除きます。以下この条において同じとします。) に係る契約者情報(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じとします。) の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報(異動事由及び異動年月日を含みます(その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。)。以下第 99 条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供) 第 3 項において同じとします。) をお客様情報照会書により回答します。

(1) ~ (5) (略)

2 ~ 7 (略)

(優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供)

第 98 条の 2 (略)

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 99 条 当社は、みなし契約事業者(音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。) から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者(みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。) の契約者情報(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限り、以下この項及び次項において同じとします。) の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の氏名及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1) ~ (5) (略)

2 ~ 4 (略)

(宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供)

第 99 条の 9 当社は、端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第 2 欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能を利用する協定事業者に対してその協定事業者が宅内光信号電気信号変換装置を、ルーティング伝送機能イ欄を利用する協定事業者に対してその協定事業者が加入者側網終端装置(主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための協定事業者の電気通信設備(当社が指定するものに限ります。))をいいます。)を、それぞれ調達して設置するために必要な情報を提供します。

2 (略)

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1) ~ (2) (略)	(略)
(3) セットアップ付秒課金の適用	この料金表中加入者交換機能、市内伝送機能、中継交換機能、市内通信機能及びルーティング通信機能に係る料金については、1 通信ごとの料金額及び 1 秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。
(4) ~ (22) (略)	(略)
(23) PHS 基地局回線管理機能、DSL 回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、DSL 回線管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能又は IP 通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ 2 (料金額) 2 - 1 - 1 - 1 第 1 欄、第 4 欄、第 5 欄、第 6 欄ア欄若しくは 2 - 5 - 3 若しくは 2 - 11 第 19 欄、2 - 1 - 1 - 2 第 2 欄ア欄、第 3 欄イ欄又は 2 - 13 に規定する機能を利用する場合に適用します。	
(24) ~ (31) (略)	(略)

(宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供)

第 99 条の 9 当社は、端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第 2 欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能を利用する協定事業者に対してその協定事業者が宅内光信号電気信号変換装置を、ルーティング伝送機能第 3 欄イ欄を利用する協定事業者に対してその協定事業者が加入者側網終端装置(主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための協定事業者の電気通信設備(当社が指定するものに限ります。))をいいます。)を、それぞれ調達して設置するために必要な情報を提供します。

2 (略)

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1) ~ (2) (略)	(略)
(3) セットアップ付秒課金の適用	この料金表中加入者交換機能、市内伝送機能、中継交換機能、市内通信機能、ルーティング通信機能及び閉門交換機接続ルーティング伝送機能に係る料金については、1 通信ごとの料金額及び 1 秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。
(4) ~ (22) (略)	(略)
(23) PHS 基地局回線管理機能、DSL 回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、DSL 回線管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能又は IP 通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ 2 (料金額) 2 - 1 - 1 - 1 第 1 欄、第 4 欄、第 5 欄、第 6 欄ア欄若しくは 2 - 5 - 3 若しくは 2 - 11 第 19 欄、2 - 1 - 1 - 2 第 2 欄ア欄、第 3 欄イ欄又は 2 - 13 第 1 欄から第 4 欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	
(24) ~ (31) (略)	(略)

- 2 料金額
 2-1~2-12 (略)
 2-13 ルーティング伝送機能

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
(1) 収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄で接続し、IP通信網を利用して伝送を行う機能	ア LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに	<u>1,750,025 円</u>	——
		イ LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに	<u>1,565,084 円</u>	——
		ウ LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに	<u>274,918 円</u>	——
		エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに	<u>221,768 円</u>	——

二重下線部は、平成20年12月9日西相制第124号にて認可申請中です。

- 2 料金額
 2-1~2-12 (略)
 2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	<u>2,480,185 円</u>	——	
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	<u>5,250,000 円</u>	——	
(3) 特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用して交換及び伝送を行う機能	ア LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	特別収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	<u>1,750,025 円</u>	——
		イ LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	特別収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	<u>1,565,084 円</u>	——
		ウ LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	<u>274,918 円</u>	——
		エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	<u>221,768 円</u>	——

二重下線部は、平成20年12月9日西相制第124号にて認可申請中です。

		オ ISDN一次群 速度ユーザ・網イン タフェースにより 符号伝送が可能な もの	1ポートごとに	6,058 円	—
(2) 特別 中継局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項 の表中第7-3欄で接続し、IP通 信網を利用して伝送を行う機能(L ANインタフェースにより1Gbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。)		特別中継局ルー ータにおける1IP 通信網間接続 装置ごとに	1,565,084 円	—

		オ ISDN一次群 速度ユーザ・網イン タフェースにより 符号伝送が可能な もの	1ポートごとに 月額	6,058 円	—
(4) 特別 中継局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項 の表中第7-3欄で接続し、IP通 信網を利用した交換及び伝送を行う 機能(LANインタフェースにより 1Gbit/sの符号伝送が可能なもの に限ります。)		特別中継局ルー ータにおける1IP 通信網間接続 装置ごとに月額	1,565,084 円	—
(5) 閉門 交換機接 続ルーテ ィング伝 送機能	IGSを経由して、IP通信網を利 用した交換及び伝送を行う機能		1通信ごとに 1秒ごとに	0.98349 円 0.027421 円	—

二重下線部は、平成20年12月9日西相制第124号にて認可申請中です。

二重下線部は、平成20年12月9日西相制第124号にて認可申請中です。

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

- 1 適用 (略)
- 2 工事費の額
 - 2-1 (略)
 - 2-2 2-1以外の工事費

区分	単位	備考
(1)~(4) (略)	(略)	(略)
(5) IP通信 網データ設定 工事費	IP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP 通信網間接続装置又はSIPサーバにIPアド レス、ルーティング設定等情報を登録する工事 に要する費用	1工事ごとに
(6)~(8) (略)	(略)	(略)

2-3~2-4 (略)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

- 1 適用 (略)
- 2 工事費の額
 - 2-1 (略)
 - 2-2 2-1以外の工事費

区分	単位	備考
(1)~(4) (略)	(略)	(略)
(5) IP通信 網データ設定 工事費	IP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP 通信網間接続装置又はSIPサーバ等にIPア ドレス、ルーティング設定等情報を登録する工 事に要する費用	1工事ごとに
(6)~(8) (略)	(略)	(略)

2-3~2-4 (略)

- 第2 手続費
 1 適用 (略)
 2 手続費の額
 2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	(略)	(略)	(略)
(7)～(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-2-2-3 (略)

別表1 接続により提供する機能

- 1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
端末回線伝送機能～通信路設定伝送機能	(略)	(略)
信号伝送機能～端末間伝送等機能	(略)	(略)
ルーティング伝送機能	ルータ及び伝送路設備により、 <u>協定事業者への振り分けを行う通信並びに伝送を行う機能</u>	(略)
網同期クロック供給機能～上記以外の機能	(略)	(略)

1-2 (略)

- 第2 手続費
 1 適用 (略)
 2 手続費の額
 2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)～(5)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	(略)	(略)	(略)
(7)～(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-2-2-3 (略)

別表1 接続により提供する機能

- 1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
端末回線伝送機能～通信路設定伝送機能	(略)	(略)
データ伝送機能	<u>セルリレー装置及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能</u>	(略)
信号伝送機能～端末間伝送等機能	(略)	(略)
ルーティング伝送機能	ルータ及び伝送路設備により、 <u>通信の交換及び伝送を行う機能</u>	(略)
網同期クロック供給機能～上記以外の機能	(略)	(略)

1-2 (略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成21年4月1日から実施します。